

第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画

(令和8年度～令和10年度)

彩の国  埼玉県



埼玉県マスコット
「コバトン」&「さいたまっち」

ごあいさつ



性的マイノリティの方の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠し生活されており、見えないマイノリティと言われています。性の多様性を尊重した社会づくりを推進することは、性的マイノリティへの支援にとどまらず、全ての人々が安心して生活できる社会にもつながり、その実現に向けた環境づくりを進めていくことは県の責務です。

本県では、令和4年7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、この条例に基づき令和5年度から令和7年度までを計画期間とする「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」を策定し、取組を進めてまいりました。

この間、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、公布・施行されたほか、最高裁判所で、同性パートナーが犯罪被害者等給付金の支給対象遺族に該当するとの判決が出されるなど、社会情勢は変化しつつあります。

そこで、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、令和8年度から令和10年度までを計画期間とする「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」を策定いたしました。本計画では引き続き、「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の三つの基本方針の下、具体的施策を拡充し、全ての人々があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指してまいります。

計画の推進に当たっては、県はもとより、市町村、県民、事業者及び民間団体の皆様と連携し、取り組んでいく必要があります。皆様の更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様や県民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和8年3月

埼玉県知事 大野元裕

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 性の多様性に関する本県の状況	
5 第1期計画の成果と課題	
第2章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の目標	
2 計画の基本方針	
3 計画の体系	
4 計画の指標	
第3章 計画の内容	21
基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	
基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	
基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	
第4章 計画の推進体制	34
資料編	37

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

性的マイノリティ¹は周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、性的マイノリティが暮らしやすい環境づくりや性の多様性²に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

本県では、令和4年（2022年）7月に施行された「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例³」の基本理念を踏まえ、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度））（以下「第1期計画」という。）を策定し、全ての人がある場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指し、「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の三本柱で取組を推進してきました。

この間、国においても「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律⁴」が施行され、性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決が出されるなど、性的マイノリティを取り巻く状況は変化しつつあります。

県では現行の第1期計画の計画期間の満了に当たり、これまでの成果や課題を踏まえ、性の多様性を尊重した社会づくりを更に進めるため、「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度））（以下「第2期計画」という。）を策定するものです。

1 同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。

2 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。県は、あらゆる場において、全ての人が多様な性が尊重されるよう取組を進める。

3 令和4年7月8日施行。性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

4 令和5年6月23日施行。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

2 計画の位置付け

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本県の総合計画である埼玉県5か年計画との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議⁵の検討を踏まえ、市町村、学校、県民、事業者及び民間団体等と連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間

4 性の多様性に関する本県の状況

(1) 性的マイノリティが置かれた状況

県では、性的マイノリティについて、県民の性的指向⁶や性自認⁷、心身の健康状態、いじめ等の体験などを把握するために、令和2年度（2020年度）に「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」を実施しました。

この調査で性的マイノリティに分類される人の割合は3.3%（有効回収数：5,606件）でした。

① こころの状況等に関する性的マイノリティと性的マイノリティ以外との比較

最近1か月間のこころの状況や、精神的に追い込まれた経験等についてみると、性的マイノリティは性的マイノリティ以外と比べ、自己否定感が強い方や精神的に追い込まれた経験のある方が非常に多いことがわかります。

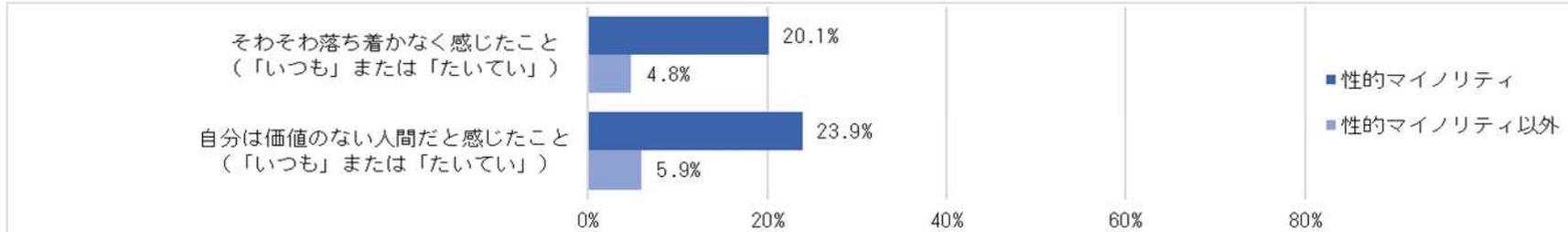
⁵ 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために設置された会議。性の多様性又は男女共同参画・人権に関する学識経験のある者や、性の多様性に関する当事者支援団体の者等で構成している。

⁶ 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

⁷ 自己の性別についての認識。

〈最近1か月のこころの状況について〉

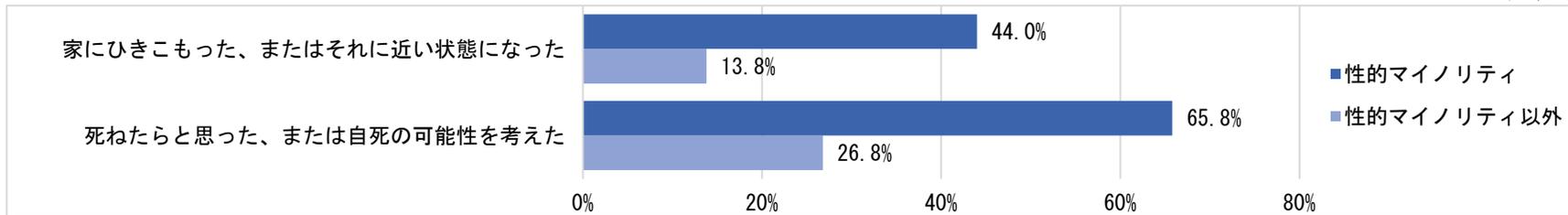
(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

〈精神的に追い込まれた経験〉

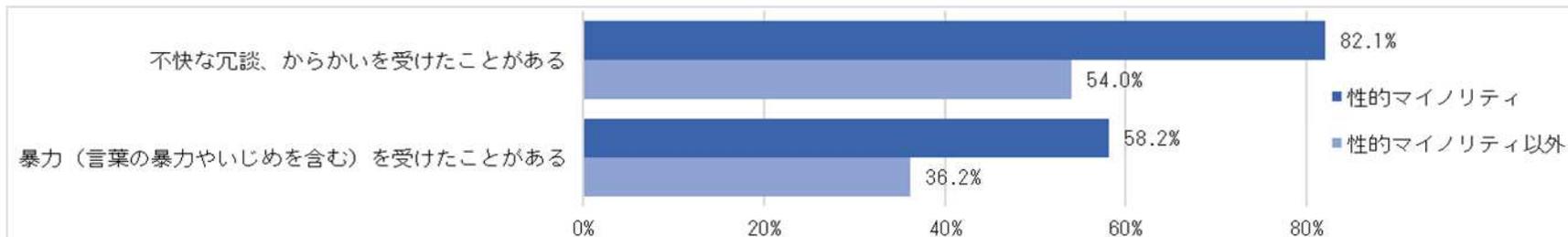
(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

〈ハラスメント被害の経験〉

(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

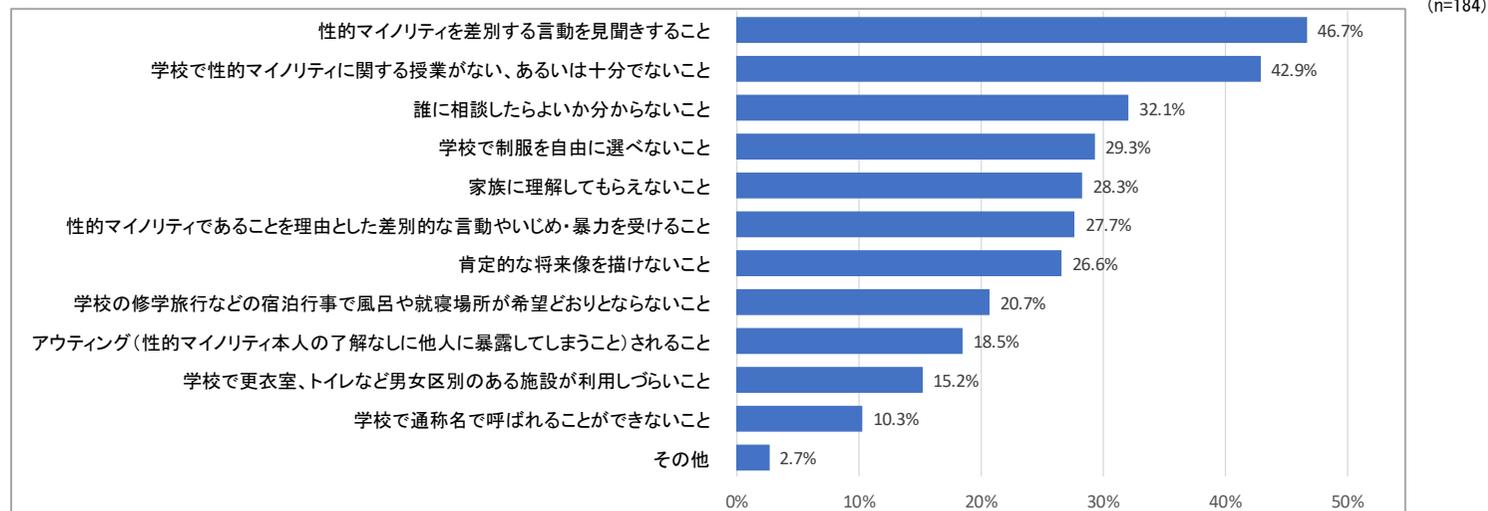
② 学生時代における性的マイノリティが置かれた状況

ア 学生時代に性的マイノリティであること／関連したことで悩んだ経験

全体では、経験があるものでは、「性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること」(46.7%)「学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと」(42.9%)の順に多くなっています。

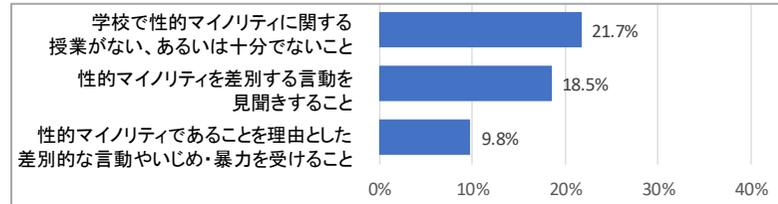
悩んだ時期についてみると、時期別上位3項目のうち、「高等学校の頃」では、『学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと』(33.2%)、『性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること』(30.4%)の順になっています。

〈全体〉

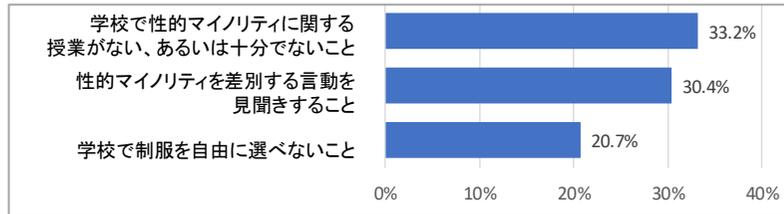


〈時期別上位3項目〉

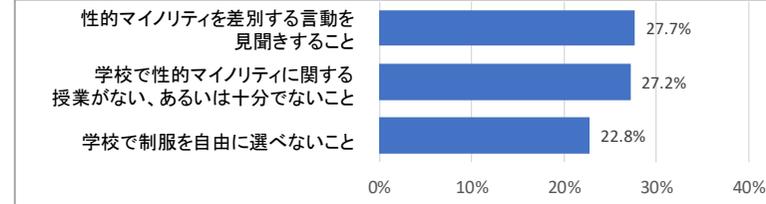
・小学校4～6年生の頃



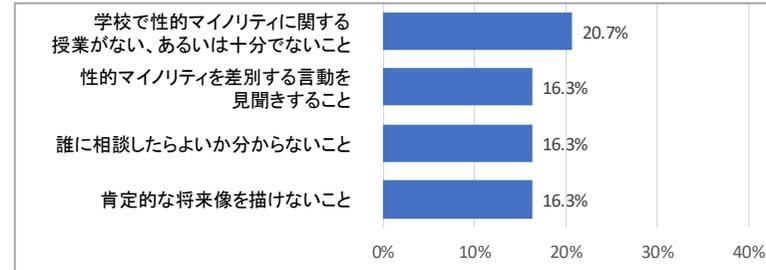
・高等学校の頃



・中学校の頃



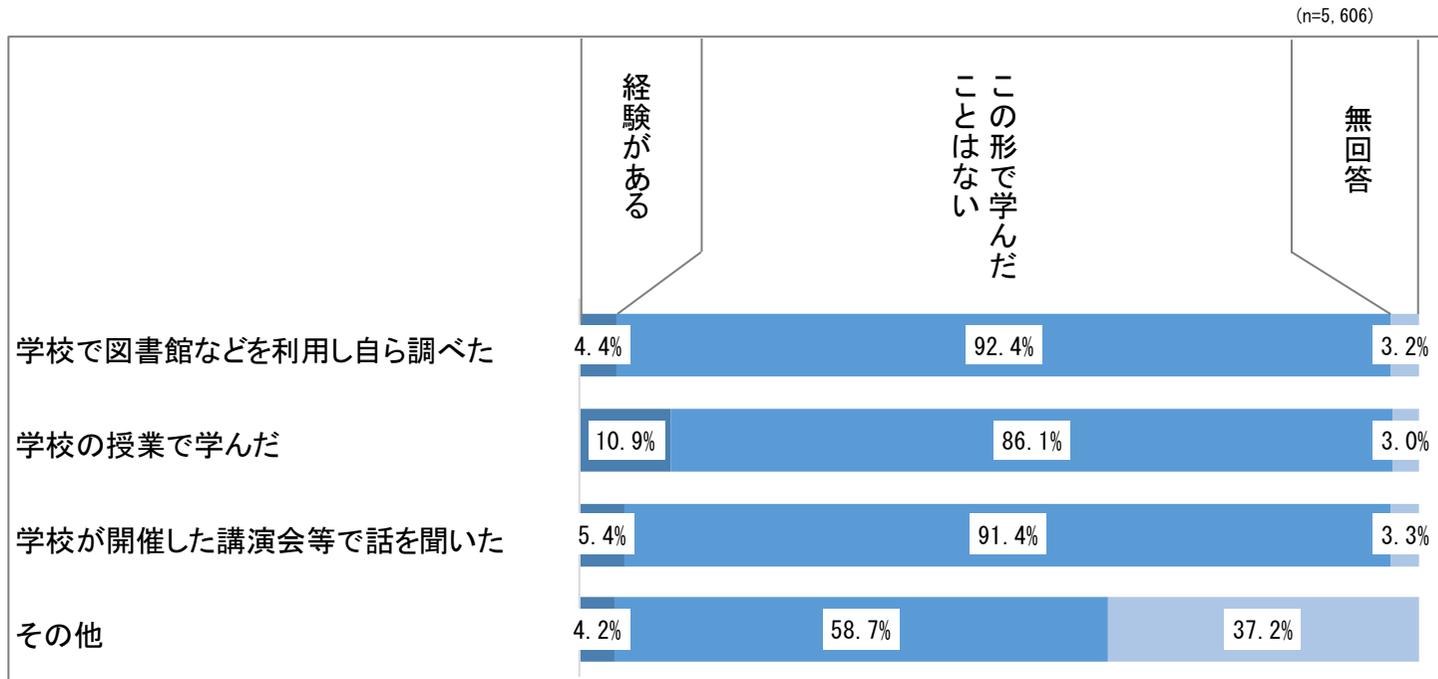
・高等学校以降の学校(大学等)の頃



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」
(令和2年度)

イ 学校で性的マイノリティについて学んだ経験

性的マイノリティについて学んだ経験についてみると、全ての項目で「この形で学んだことはない」が最も多くなっています。「経験がある」割合を年代別にみると、その他を除き若年層ほど高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

〈「学校で性的マイノリティについて学んだ経験がある」の年代別内訳〉

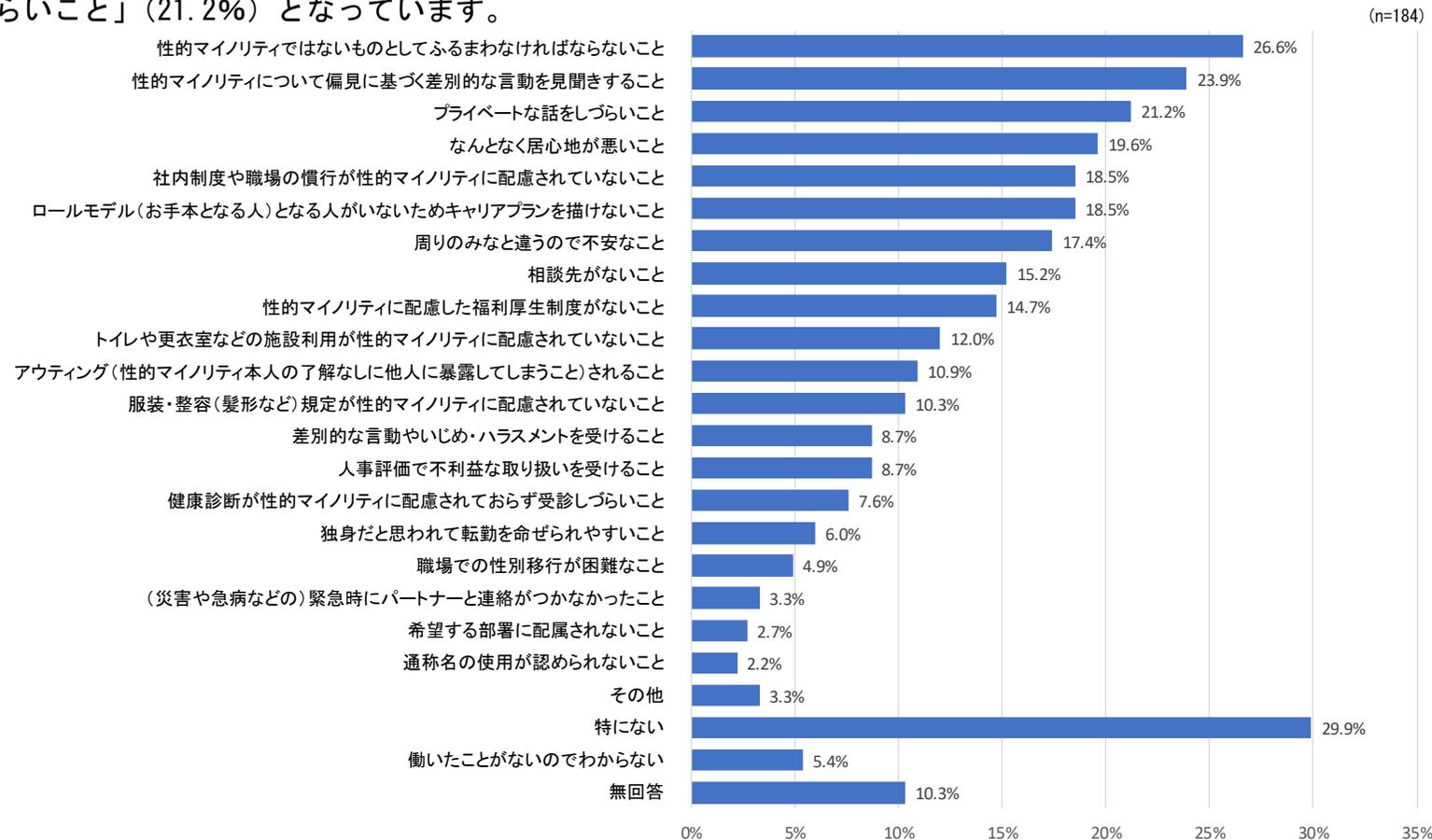
	《経験がある》			
	学校で図書館などを利用し 自ら調べた	学校の授業で学んだ	学校が開催した講演会等で 話を聞いた	その他
全体	4.4%	10.9%	5.4%	4.2%
18歳～19歳	16.3%	64.1%	42.4%	2.2%
20歳～24歳	18.6%	54.4%	25.5%	5.3%
25歳～29歳	9.3%	26.8%	12.3%	6.3%
30歳～34歳	5.8%	21.7%	7.5%	7.1%
35歳～39歳	4.4%	11.9%	5.9%	7.3%
40歳～44歳	3.2%	6.0%	2.4%	3.4%
45歳～49歳	2.2%	3.4%	2.0%	2.6%
50歳～54歳	2.0%	3.3%	2.0%	3.2%
55歳～59歳	3.2%	3.5%	2.6%	3.6%
60歳～64歳	2.0%	3.3%	1.9%	3.0%

(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

③ 職場における性的マイノリティが置かれた状況

～職場で性的マイノリティであること／関連したことで悩んだこと～

悩んだことについてみると、「性的マイノリティではないものとしてふるまわなければならないこと」(26.6%)、「性的マイノリティについて偏見に基づく差別的な言動を見聞きすること」(23.9%)、「プライベートな話をしづらいこと」(21.2%)となっています。

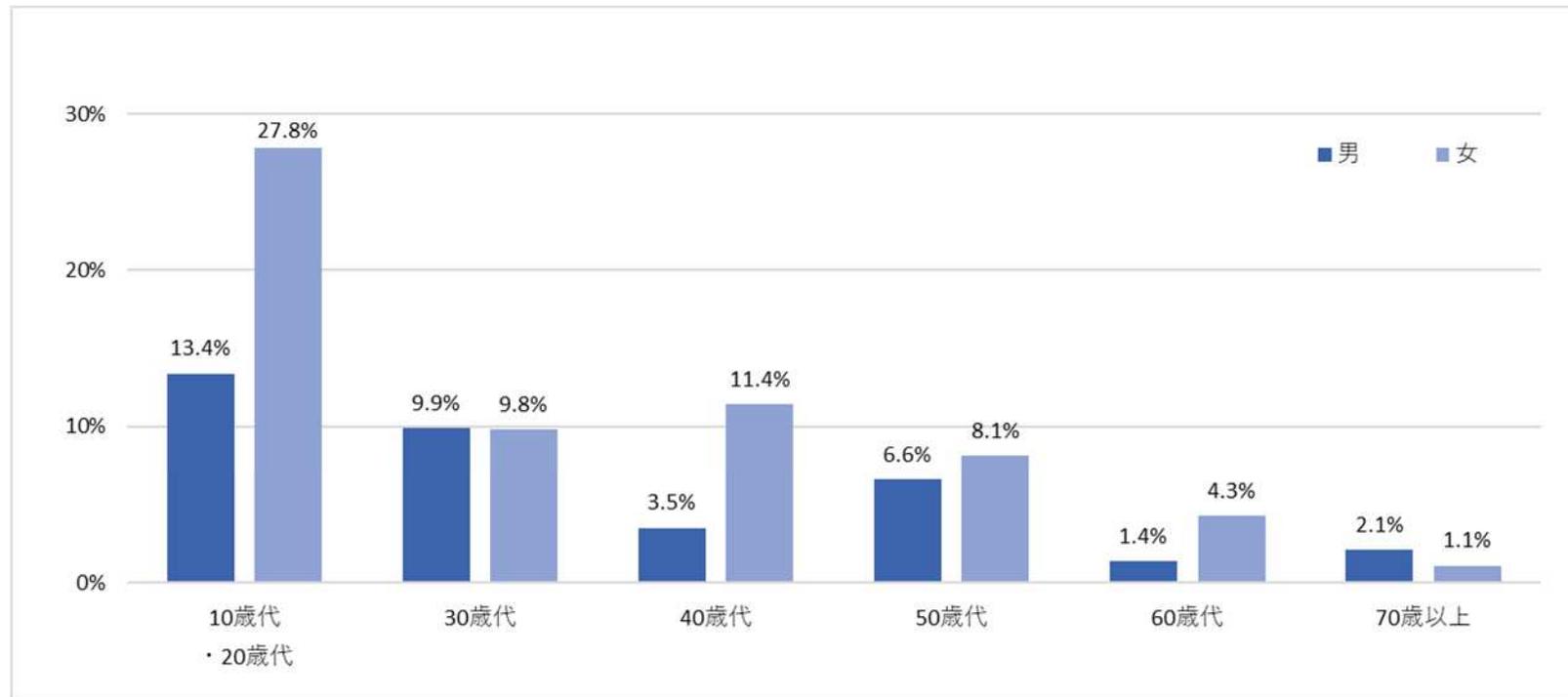


(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

(2) 共生社会を実現するために最も重要だと思う取組

令和3年度(2021年度)に実施した県の「県政世論調査」によると、共生社会を実現するために最も重要だと思う取組として「性的マイノリティへの理解促進」と回答した方の割合は、10歳代(18・19歳)・20歳代(27.8%)の女性が他の年代層・性に比べて特に高くなっています。

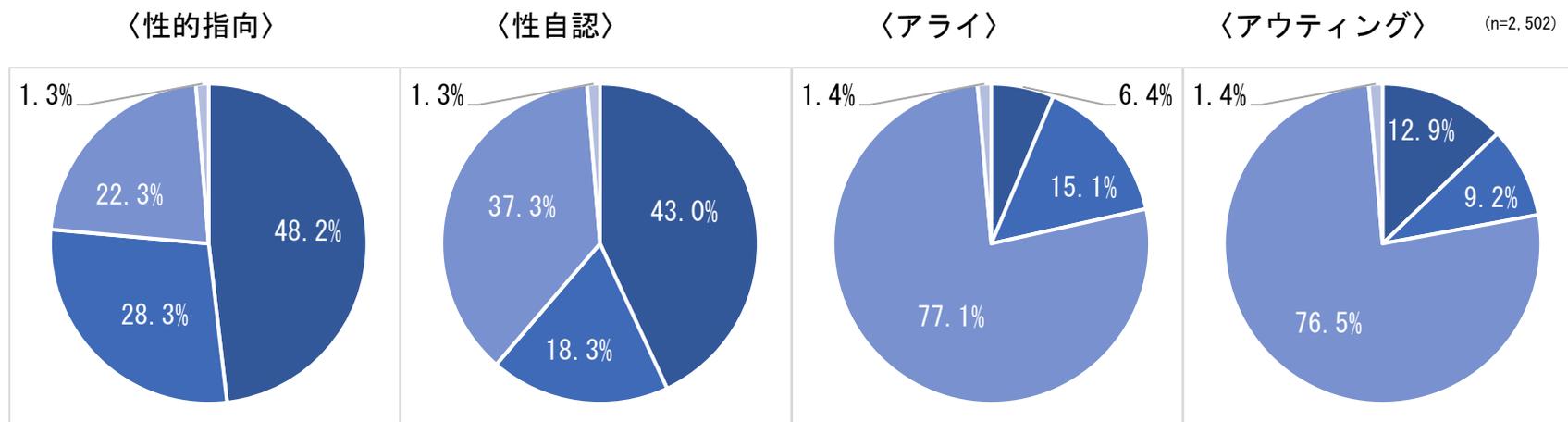
(n=2,767)



(出典) 県民広聴課「埼玉県政世論調査」(令和3年度)

(3) 性の多様性に関する言葉の認知度

令和6年度（2024年度）に実施した県の「県政世論調査」によると、「性的指向」「性自認」は「言葉を聞いたことがある」がそれぞれ76.5%、61.4%である一方、「アライ⁸」「アウトィング⁹」はそれぞれ21.6%、22.1%となっています。



- 言葉を聞いたことがあり、意味も知っている
- 言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない
- 言葉を聞いたことはなく、意味も知らない
- 無回答

* 端数処理のためグラフ中の合計値と差が生じます。

(出典) 県民広聴課「埼玉県政世論調査」(令和6年度)

8 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイノリティを理解し、支援している人、又は支援したいと思う人のこと。

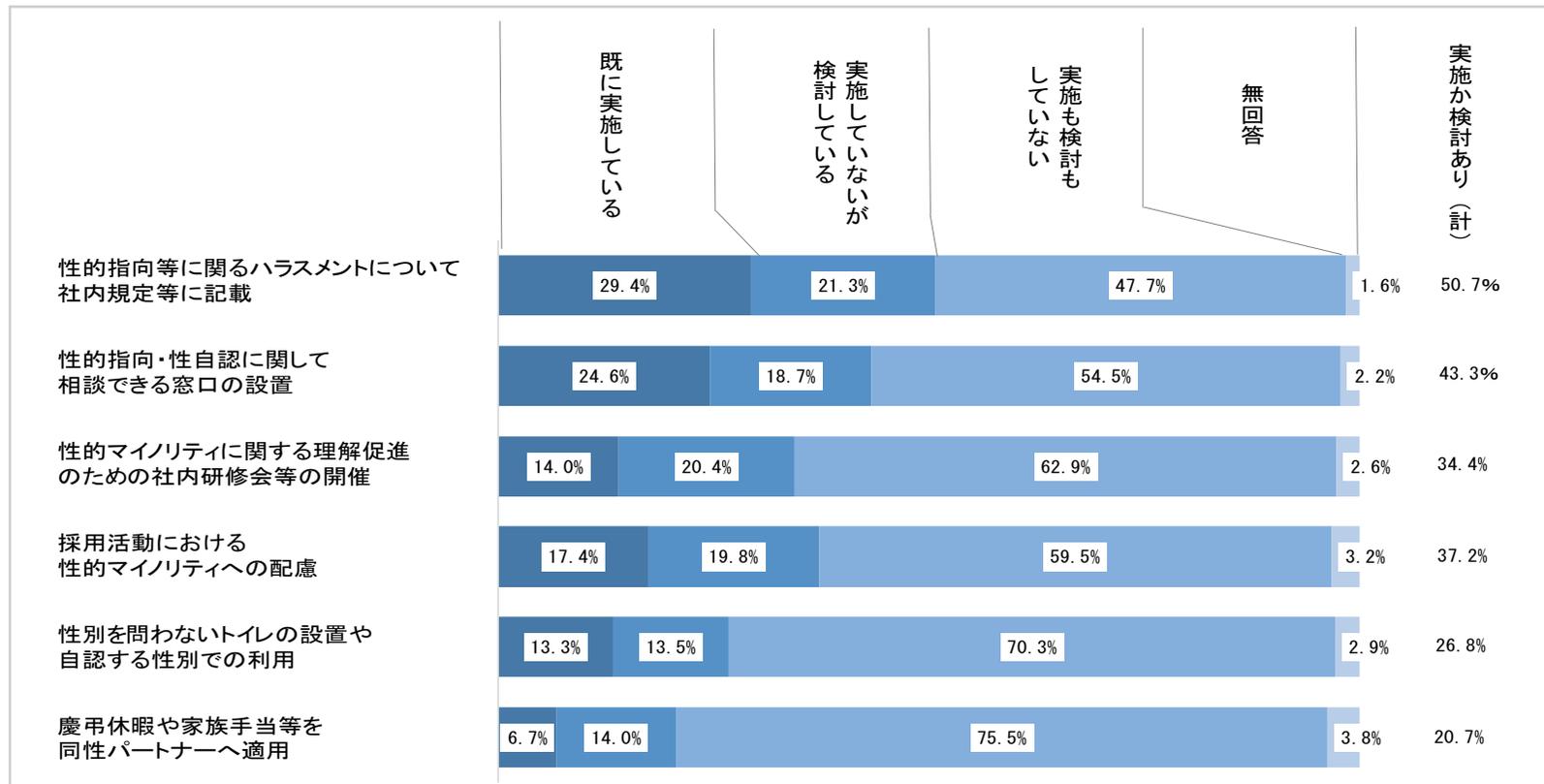
9 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと。

(4) 企業における取組の状況

① 性的マイノリティのための6種の取組の実施・検討状況

令和2年度(2020年度)に県が県内企業に対し実施したアンケートによると、「性的指向等に関するハラスメントについて社内規定等に記載」を「実施か検討あり」が50.7%となっております。

(n=1,112)

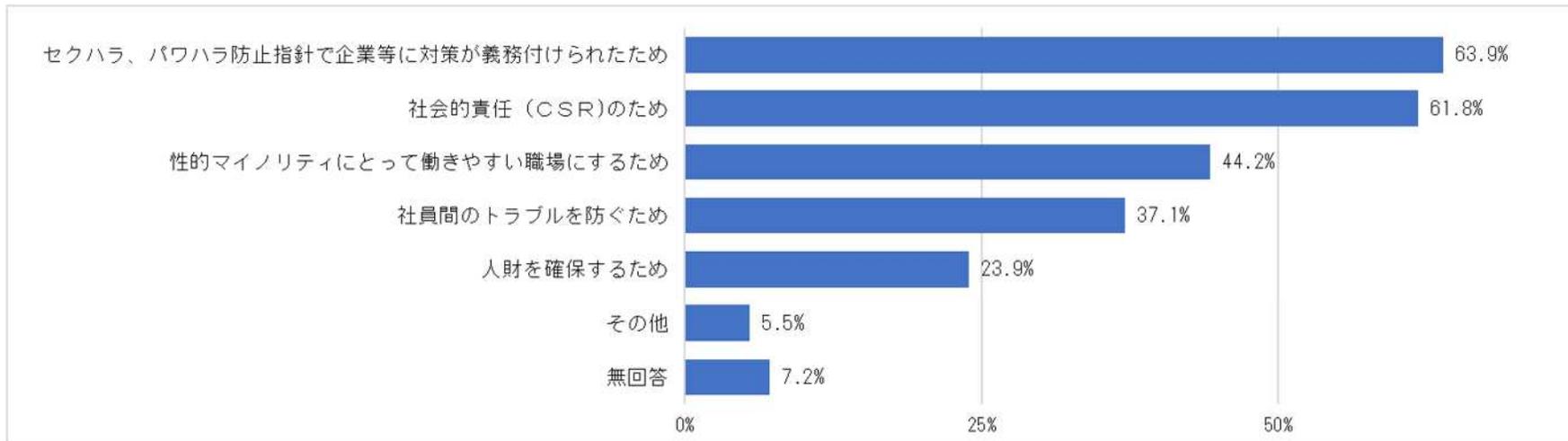


(出典) 県人権推進課「LGBTQ(性的少数者)が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

② 性の多様性に関する取組を実施・検討している理由

提示した6種の取組を実施・検討している事業所（704事業所）に、実施や検討への取り組み理由を複数回答で聞いた結果は、「セクハラ、パワハラ防止指針で企業等に対策が義務付けられたため」（63.9%）、「社会的責任（CSR）のため」（61.8%）の順となり、6割を超えています。

(n=704)

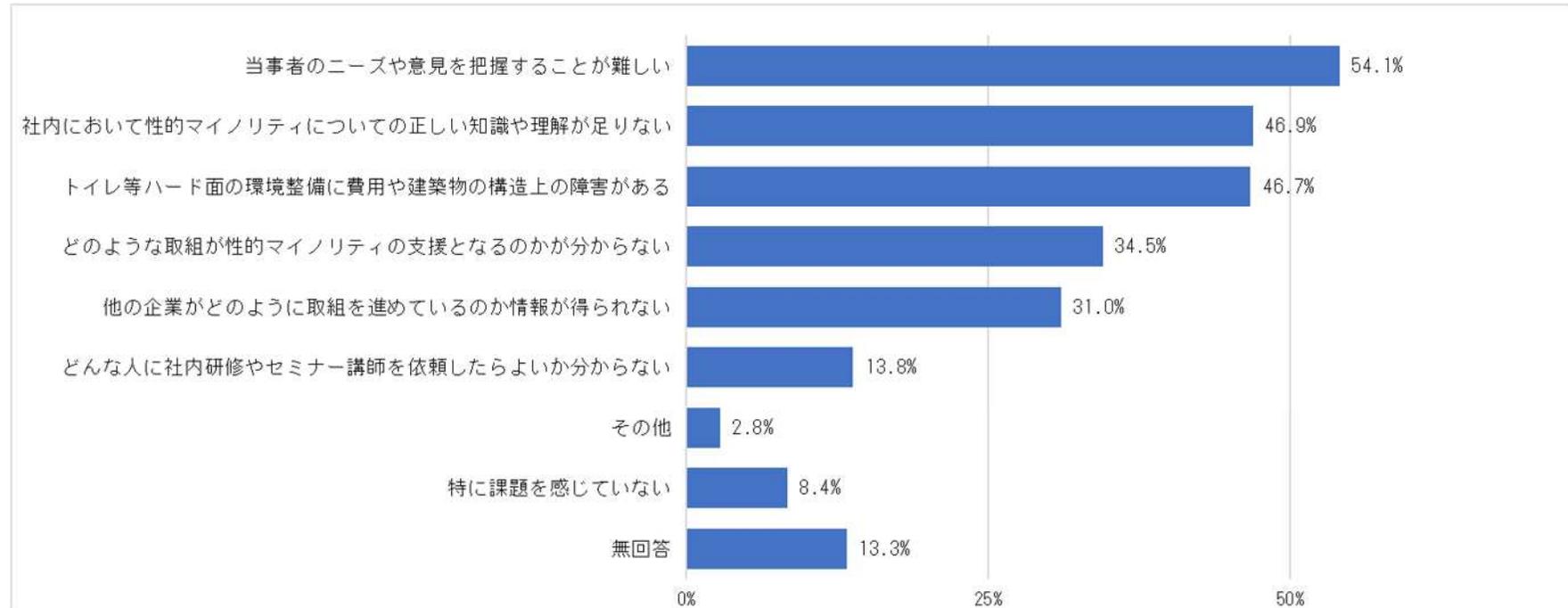


（出典）県人権推進課「LGBTQ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和2年度）

③ 性の多様性に関する取組を進める上での課題

性の多様性に関する取組を進める上での課題を複数回答で聞いた結果は、「当事者のニーズや意見を把握することが難しい」（54.1%）が5割台半ばで最も高くなっています。

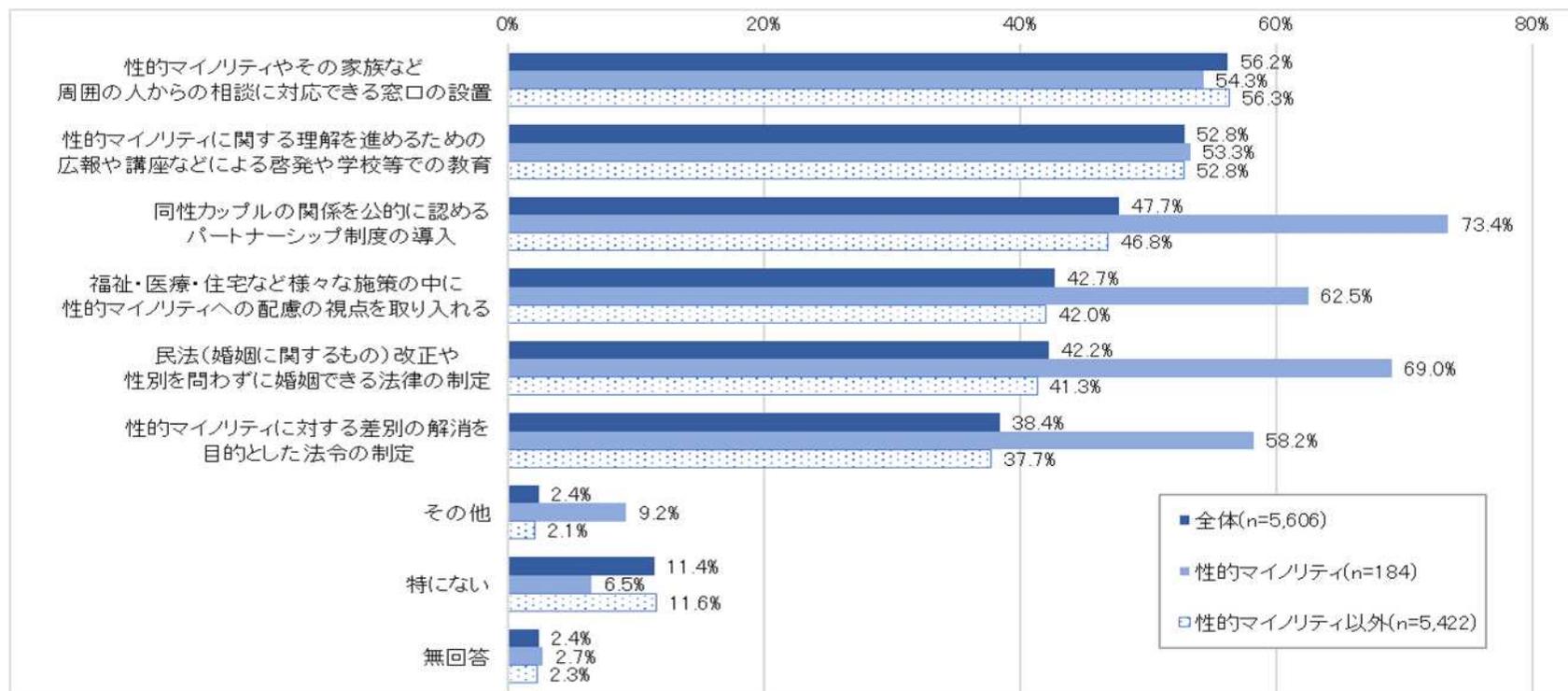
(n=1,112)



(出典) 県人権推進課「LGBTQ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和2年度）

(5) 性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がすべき取組

令和2年度（2020年度）に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」によると、全体では「性的マイノリティやその家族など周囲の人からの相談に対応できる窓口の設置」（56.2%）、「性的マイノリティに関する理解を進めるための広報や講座などによる啓発や学校等での教育」（52.8%）の順になっています。一方、性的マイノリティの回答では「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入」（73.4%）が最も高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

(2) 指標達成状況

NO	推進指標	部局	目標値	実績値
1	にじいろ県民講座参加者数	県民生活部	18,000 人 (令和 5~7 年度累計)	32,185 人 (令和 5~6 年度累計)
2	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	教育局	100% (令和 7 年度末)	90.6% (令和 6 年度末)
3	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	県民生活部	220 社 (令和 7 年度末累計)	223 社 (令和 6 年度末累計)

(3) 課題と第 2 期計画の方向性

令和 6 年度に実施した県の「県政世論調査」によると、「性的指向」及び「性自認」という言葉の認知度は 6 割を超えている一方、「アライ」及び「アウトティング」については、2 割程度となっていることなどから、性の多様性に関する県民の理解は進んできているものの、十分とは言えません。より県民の理解を進めていくためには、これまでの取組を継続し、拡充していく必要があります。

また、にじいろ県民相談において、傾聴により気持ちや課題を整理するだけでなく、相談内容に応じて弁護士会や社会保険労務士会等の専門支援機関につないでいく必要があります。

以上を踏まえ、全ての人自分らしく生きられる社会の実現を目指すため、第 2 期計画では第 1 期計画の基本的な施策の方向性は維持しつつ、取組を拡充します。特に、性的マイノリティが困り事を解決できる支援体制を構築します。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

2 計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条の基本理念を踏まえ3つの基本方針を定めます。

(1) 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

(2) 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

(3) 暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人々が、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

基本方針	具体的施策	推進項目
I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
		②事業者向け研修の実施
		③県職員に対する研修等の実施
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施
		②教職員等への研修の実施
③家庭、地域社会における学習機会の提供		
II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施
		②学校における相談の実施
		③事業者向け相談の実施
	2 県内相談機関への支援	①県内相談機関向け研修の実施
		②県内相談機関ネットワークの構築

基本方針	具体的施策	推進項目
Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し
		②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
		③学校における性の多様性への配慮
		④防災対策における性の多様性への配慮
		⑤各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け
		⑥市町村への支援
		⑦関係機関・団体と連携した支援体制の構築
	2 働きやすい環境づくりの推進	①事業者向け研修の実施（再掲）
		②事業者向け相談の実施（再掲）
		③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及
		④県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進

4 計画の指標

NO	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合	県民生活部	26.3% (令和7年度)	36.0% (令和10年度)	県実施のインターネット調査において、「性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる」と回答した人の割合。計画の目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を達成するため、この指標を選定。	現状値を踏まえ、10年後までに計画の目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」の達成を目指し、目標値を設定。
2	アライの認知度	県民生活部	21.6% (令和6年度)	42.0% (令和10年度)	アライとは、英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイノリティを理解し、支援している人、又は支援したいと思う人のこと。 県政世論調査において、「アライという言葉聞いたことがある」と回答した人の割合。第1期計画でにじいる県民講座の参加者数が目標値を大きく上回ったことから、第2期計画では学ぶことから一歩進んで、アライとして行動していただくことを目指すため、この指標を選定。	現状の認知度 21.6% (令和6年度) に現在の伸び率を踏まえ、更に割合を毎年度0.5ポイントずつ向上させることを目指し目標値を設定。
3	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	教育局	90.6% (令和6年度末)	100% (令和10年度末)	教育局実施の調査において、教科指導(授業)で取り上げるなど性の多様性に関する理解増進の取組※を実施したと回答した学校の割合。第1期計画に引き続き、授業をはじめとする取組の推進により、児童生徒の正しい理解が深まると考えられるため、この指標を選定。 ※教科指導(授業)、外部講師による講演、図書館でのコーナー設置、トイレ等施設設備の表示の工夫等	どの学校にも性的マイノリティの児童生徒が在籍する可能性があることを踏まえ、全ての学校において授業をはじめとする取組が継続されることを目指し、第1期計画の目標値を維持する。
4	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	県民生活部	223社 (令和6年度末累計)	600社 (令和10年度末累計)	性の多様性に配慮した取組を進める企業の取組状況を見る化する制度の登録数。第1期計画に引き続き、埼玉県における性的マイノリティが働きやすい環境づくりを推進するため、この指標を選定。	現状値を踏まえ、令和7年度の登録企業数を300社と見込み、更に増加数を毎年度向上させることを目指し、目標値を設定。

第3章 計画の内容

基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度（2020年度）に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、性的マイノリティの割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、性的マイノリティと接している可能性があると言えます。性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、性的マイノリティは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

性的マイノリティの多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、性的マイノリティであることを隠して生活しており、依然として「身近に性的マイノリティはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校で性的マイノリティについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、引き続き意識啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等¹¹」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

【推進項目】

① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビ、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

(県民生活部)

イ 県政出前講座の実施により、地域及び団体等における性の多様性に関する理解の増進を図ります。【新規】

(県民生活部、教育局)

ウ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子どもや若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。

(県民生活部、福祉部)

② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう「にじいろ企業研修¹²」を実施します。

(県民生活部)

11 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。

性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。

正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

12 県が事業者を対象に実施する、性の多様性に関する研修のこと。

③ 県職員に対する研修等の実施

性的マイノリティとの対話を取り入れた「県職員アライセミナー¹³」や階層別基本研修等を実施するとともに、性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、職員の理解を深めます。【拡充】

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

ア あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

(県民生活部)

イ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y大学ネットワーク¹⁴」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査¹⁵」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。【新規】

(県民生活部)

13 性的マイノリティが安心して県の機関を利用できるよう、アライの県職員を増やすために実施する、性的マイノリティとの対話を取り入れた実践的な内容のセミナー。

14 令和6年10月31日設置。埼玉県内にキャンパスを有する大学及び短期大学において、性の多様性を尊重した取組を広げ、全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現することを目的とする。

15 大学等における取組を進めるに当たり、令和6年度(2024年度)に実施した現在の取組状況を把握するための調査。

【具体的施策】

2 性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

(教育局)

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

(総務部、教育局)

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

(教育局)

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

【現状と課題】

性的マイノリティは、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、性的マイノリティであることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがちな状況にあります。

性的マイノリティや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、性的マイノリティや周囲の方から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

【推進項目】

① 県民向け相談の実施

ア 「にじいろ県民相談（埼玉県性的マイノリティ県民相談）¹⁶」の実施を通じ、性的マイノリティが相談しやすい体制の充実を図ります。

（県民生活部）

¹⁶ 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やSNSで相談できる専門相談窓口のこと。

イ アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化していきます。【新規】

(県民生活部)

ウ 県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。【拡充】

(県民生活部、福祉部、教育局)

エ DV¹⁷や性暴力に関する性的マイノリティからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

オ 国の自殺総合対策大綱¹⁸では、性的マイノリティを含めた社会全体の自殺リスクの低下を位置付けています。性的マイノリティを含めた自殺におけるハイリスク層の相談者に寄り添った自殺防止に向けた相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

¹⁷ ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

¹⁸ 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする「にじいろ企業相談¹⁹」を実施します。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 県内相談機関への支援

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

【推進項目】

① 県内相談機関向け研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

¹⁹ 県が設置した、性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応、アドバイスをし、取組をサポートする専門相談窓口のこと。

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人が、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

【現状と課題】

性的マイノリティは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した性的マイノリティにとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

性的マイノリティが抱える困難の解消を図り、性的マイノリティが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、性的マイノリティが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、事業者に対して、性的マイノリティの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

【推進項目】

① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し

ア 事実婚を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続において、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、法律上同性のパートナーも同様に対象とするよう見直しを行いました。

さらに、県で実施した制度や手続の見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や事業者に働き掛けを行っていきます。
(全庁)

イ 法律上同性のパートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望します。【新規】

(県民生活部)

② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進

ア 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、「性の多様性の尊重推進員²⁰」により、県庁各課所等における取組を推進していきます。
(全庁)

イ 「県職員アライセミナー」の受講者がレインボーグッズを着用し、性的マイノリティが安心して県の機関を利用してもらえる環境づくりを推進します。【新規】

(全庁)

20 全庁的に性の多様性の尊重に関する取組を効果的に推進するため、各課所等において「性の多様性の尊重推進員」を設置している。

③ 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

イ 性的マイノリティの児童生徒や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

ウ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y大学ネットワーク」を通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働き掛けていきます。(再掲)【新規】

(県民生活部)

④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け

ア 医師会等を通じて、医療機関に対し、性の多様性に配慮した取組を行うよう働き掛けます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深める等、性的マイノリティの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

ウ 金融機関に対し、周知の場を設ける等部局間で連携を図り、性の多様性に配慮した企業サービスの提供等について働き掛けます。【新規】

(県民生活部、産業労働部)

⑥ 市町村への支援

「埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議²¹」を通じて、法律上同性のパートナーに係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛けるほか、パートナーシップ制度の運用上の課題や好事例を共有したり、連携を進めていく場とすることで、市町村に必要な取組を支援します。

(県民生活部)

⑦ 関係機関・団体と連携した支援体制の構築

ア 自らの性の在り方に悩み戸惑う性的マイノリティ、とりわけ若年層を中心とした性的マイノリティ同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報を提供していきます。

(県民生活部)

イ 経済団体等との連携を強化し、性の多様性に配慮した事業活動等を行うよう、事業者へ働き掛けていきます。

【新規】

(県民生活部、産業労働部)

21 性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策のうち、市町村間の連携や市町村の取組の課題に関することや県と市町村の連携に関することを協議する会議。県及び市町村の埼玉県内市町村の性の多様性に関する施策担当課(室)長等をもって構成している。

【具体的施策】

2 働きやすい環境づくりの推進

性的マイノリティが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援により、事業者の取組を支援していきます。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

（県民生活部）

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を指標により見える化し、性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。また、登録後も更新等の機会を捉えて取組状況を確認するとともに、更に取組が進むよう好事例について横展開を図ってまいります。

（県民生活部）

④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】

ア 性的マイノリティとの対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。(再掲)【拡充】

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)

イ 性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)

第4章 計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、県庁の関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課（所・室）・地域機関等に「性の多様性の尊重推進員」を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

性の多様性に関する県の取組や知事が提示する議題に関して検討する同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

2 市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策が推進されるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

3 県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働き掛けるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、講師派遣、情報提供などを行っていきます。

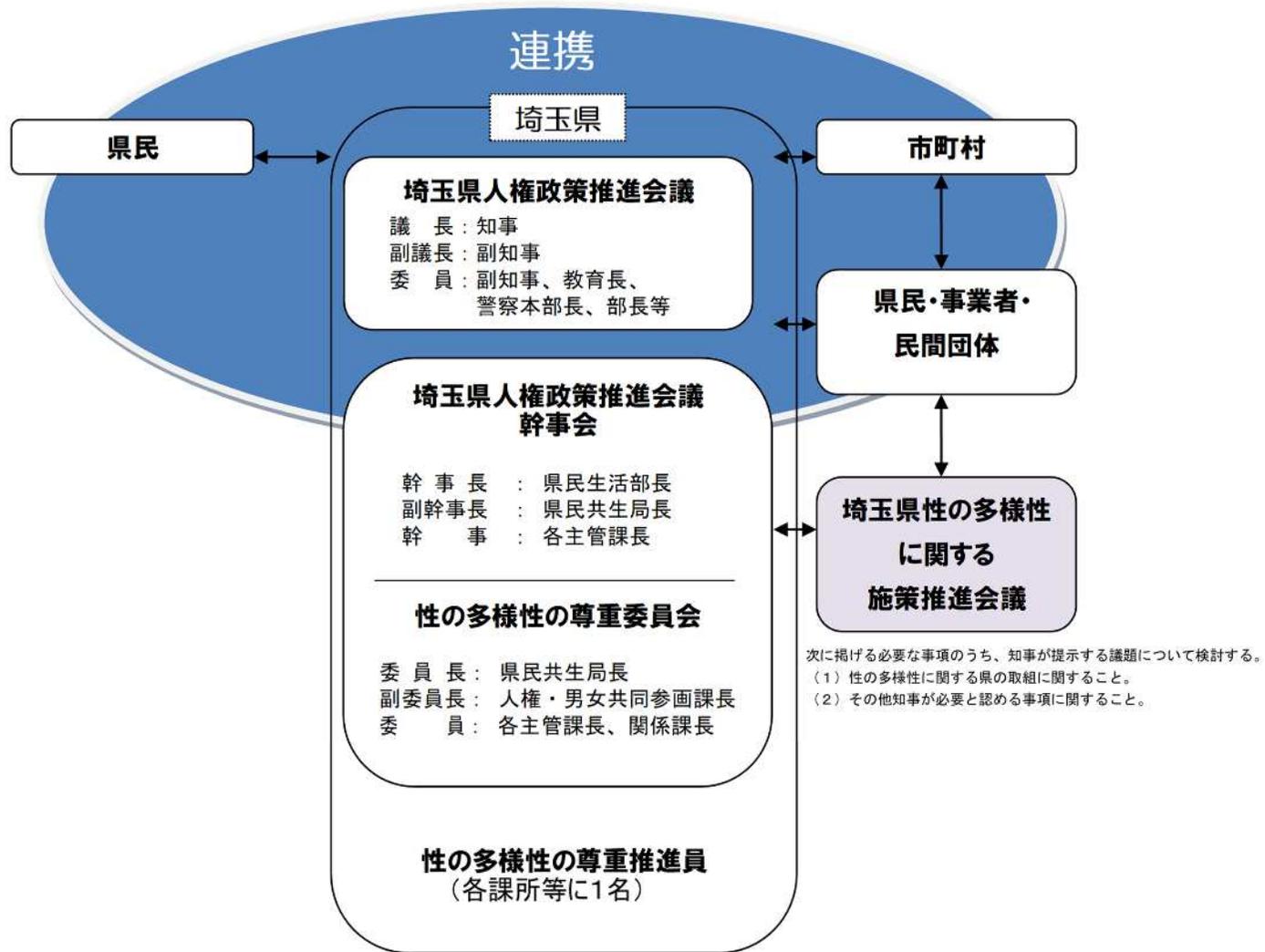
4 計画推進の基盤となる調査研究の実施

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査研究を行います。

5 計画の進行管理

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。

計画の推進体制図



資料編

1 策定の経緯及び関連資料

- (1) 「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯
- (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

2 関係法令等

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）
- (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）

1 策定の経緯及び関連資料

(1) 「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯

ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

開催日	主な議題
令和7年5月29日	第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定について
令和7年7月25日	第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和8年1月14日	第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画最終案について

イ 埼玉県人権政策推進会議 性の多様性の尊重委員会

開催日	主な議題
令和7年6月20日	第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和7年8月21日	第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）について

ウ 県民意見募集

県民コメントの実施（令和7年10月20日から令和7年11月16日まで、意見数59件）

エ 県議会における報告

埼玉県議会2月定例会総務県民生活委員会で「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（案）を行政課題報告（令和8年3月6日）

(2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる必要な事項のうち、知事が提示する議題について検討する。

- (1) 性の多様性に関する県の取組に関すること。
- (2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 性の多様性又は男女共同参画、人権に関する学識経験のある者
- (2) 性の多様性に関する当事者支援団体の者
- (3) 民間企業者団体及び労働者団体の者
- (4) 市町村の職員

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(推進会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は原則として公開する。ただし、推進会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところにより、非公開とすることができる。

3 第3条第4号の委員が出席できない場合は、代理の者が出席することができる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、県民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

イ 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員名簿

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

氏名	所属・役職 等	備考
池田 康幸	三芳町総務課長	R7.4.1～
石崎 裕子	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部准教授	
遠藤 まめた	一般社団法人にじーず代表	
栗田 美和子	株式会社デリモ代表取締役会長	
島田 恵美	日本労働組合総連合会埼玉県連合会次長	
白神 晃子	立正大学社会福祉学部准教授	
新藤 達也	さいたま市市民生活部人権政策・男女共同参画課長	
田代 美江子	埼玉大学副学長（ダイバーシティ推進担当）	委員長
永井 恵	船橋市立宮本中学校主幹教諭	
原 ミナ汰	特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事	
前園 進也	弁護士	副委員長
松岡 宗嗣	一般社団法人 fair 代表理事	
三村 美延	埼玉県公立小・中学校女性校長会長	R7.4.1～
渡辺 大輔	埼玉大学ダイバーシティ推進センター准教授	

2 関係法令

(1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）

（目的）

第一条 この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 三 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。

（基本理念）

第三条 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。

- 2 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

（差別的取扱い等の禁止）

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。

3 何人も、正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

（県の責務）

第五条 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

（市町村への支援）

第六条 県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たって性の多様性に配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第九条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針
- 二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(性の多様性への配慮)

第十条 県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

(制度の整備等)

第十一条 県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

第十二条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十三条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制等の整備)

第十四条 県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。

2 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め

るものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

(2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相

談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。